

議案第 57 号

平成 25 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 25 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり減債積立金に積立てることについて、議決を求める。

平成 26 年 8 月 29 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

平成 25 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の全部を減債積立金に積立てたいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

平成25年度狭山市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	5,883,203,095	2,548,135,183	14,427,702,209	234,790,220
議会の議決による処分類	0	0	0	△ 234,790,220
減債積立金の積立	0	0	0	△ 234,790,220
処分後残高	5,883,203,095	2,548,135,183	14,427,702,209	(繰越利益剰余金) 0